相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県東伯郡湯梨浜町大字橋津三二〇番地、最後の住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字橋津一六四番地　被相続人　亡　久葉磐三郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日

鳥取県倉吉市駄経寺町二丁目一八番地

相続財産管理人　司法書士　小椋　義孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安佐北区亀山四丁目二一番、最後の住所広島市安佐北区亀山四丁目二一番一号

被相続人　亡　白田　繁子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日

事務所広島市中区上幟町三番二四号　パークビル四〇四号

相続財産管理人　弁護士　齋藤　有志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県八幡浜市保内町磯崎一三二六番地一、最後の住所愛媛県松山市畑寺町丙一番地二りつりん館アドバンス

被相続人　亡　宮本マツミ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日

愛媛県伊予郡砥部町高尾田一一一八番地

相続財産管理人　石木　光二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市滑石一丁目三二番地九、最後の住所長崎県長崎市滑石一丁目五番二号

被相続人　亡　山口　賢二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日

福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目一五番五号駅前二丁目ビル五階

相続財産管理人　金山　稔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県佐賀市八丁畷町四〇番地二七、最後の住所佐賀県佐賀市八丁畷町五番一二号

被相続人　亡　桑原　正登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月三十日

佐賀県伊万里市立花町一五四二番地四九

相続財産管理人　渕上　博徳

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理の為に無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

尚期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年一月三十日

一　墳墓等所在地　福岡県糸島市志摩桜井三八一〇

一　墳墓等の名称　二見ヶ浦公園聖地

一　死亡者の本籍及び氏名　福岡県福岡市西区大字下山門一七四二番地七　平野司

一　改葬を行おうとする者　福岡県糸島市志摩桜井三八一〇　公益財団法人二見ヶ浦公園聖地

公示送達

和光都市計画事業越後山土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法第百十九号）第七十七条第二項の規定による建築物等の移転又は除却通知及び照会は、送付したが受領を拒まれたので、同法第百三十三条第二項が準用する同法第七十七条第五項の規定により書類の送付に代えて次のとおり公告する。

一、書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名　村田　清

住所　練馬区大泉町一丁目四六番一二号

二、建築物等の所在地

和光市南一丁目二六五七番一

和光市南一丁目二六五八番二

和光市南一丁目二六五八番四

和光市南一丁目二六五九番一

三、建築物等の概要

工作物及び立毛等一式

四、通知の内容

(一)　移転又は除却期限

平成二十九年六月三十日

(二)　概要

当該建築物等は、移転又は除却期限後は施行者において移転又は除却を行う。

なお、当該建築物等の所有者は、期限迄に自ら移転又は除却する意志の有無を施行者に平成二十九年三月三十一日まで回答してください。

〈教示〉

一、この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に、埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して一年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

二、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して六月以内に、和光市越後山土地区画整理組合を被告として（訴訟において和光市越後山土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して六月以内であっても、この処分の日（一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して一年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

平成二十九年一月三十日

埼玉県和光市南一丁目二〇番三四号

和光市越後山土地区画整理組合

理事長　神杉　一彦

第67期決算公告　平成29年1月30日

名古屋市中区上前津一丁目6番3号

株式会社井高

代表取締役　高田　研至

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	24,007,901
	固定資産	2,592,772
	合計	26,600,673
負債及び純資産の部	流動負債	12,056,120
	株主資本	14,544,553
	資本金	313,260
	資本剰余金	65,040
	資本準備金	65,040
	利益剰余金	14,166,253
	利益準備金	78,315
	その他利益剰余金	14,087,938
	（うち当期純利益）	(1,311,416)
	合計	26,600,673

第3期決算公告　平成29年1月30日

名古屋市中村区名駅四丁目9番8号

豊通エア・リキードハイドロジェンエナジー株式会社

代表取締役　中川　浩司

貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	78
	固定資産	1,084
	資産合計	1,162
負債純資産の部	流動負債	74
	固定負債	86
	株主資本	1,002
	資本金	495
	資本剰余金	495
	資本準備金	495
	利益剰余金	12
	その他利益剰余金	12
	（うち当期純損失）	(169)
	負債・純資産合計	1,162

第5期決算公告

平成29年1月30日

東京都町田市中町三丁目4番2号

高峰ビル202

株式会社トリロバイト

代表取締役　髙木　塁太

貸借対照表の要旨（平成28年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	13,030
	固定資産	444
	合計	13,474
負債純資産の部	流動負債	2,031
	株主資本	11,443
	資本金	9,900
	利益剰余金	1,543
	その他利益剰余金	1,543
	（うち当期純損失）	(3,314)
	合計	13,474